

# 小樽市ラブホテル建築規制条例（素案）の概要について

平成20年6月25日  
建設部建築指導課

## 1 条例の目的(第1条)

次に掲げる環境の保全を図ることを目的とします。

青少年の健全な育成のための教育環境  
健やかに安心して暮らせる福祉環境  
住宅地の良好な居住環境  
その他の良好な生活環境

## 2 ラブホテルとみなす構造及び設備の要件（第2条、別表第1）

ホテル等のうち、次の要件を満たさないものは、ラブホテルとみなします。

玄関は、視界を遮るような塀などがなく、外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に自由に出入りすることができること。

客と従業員とが開放的に対面することができるフロント等を設けること。

客室に設置する自動精算機又は料金精算のためのエアシューターなど、直接従業員を介さずに料金精算ができる設備を有しないこと。

利用可能な空き室の一覧パネル等の操作により、客が任意に客室の解錠を行うことができる構造でないこと。

客が自由に利用することができるロビー等を設け、その床面積は所定の面積<sup>\*1</sup>を確保すること。

客が自由に利用することができる食堂等を設け、その床面積は所定の面積<sup>\*1</sup>を確保すること。

駐車施設から、フロント等又は共用の廊下、階段、昇降機などを經由せずに、直接客室に行くことができる出入口がないこと。

駐車場は、建物の1階以外に設ける場合を除き、外部から駐車状況を見通すことができる構造であること。

建物の1階に駐車場又はピロティーがある場合において、これらの床面積の合計が建築面積の1/3未満であること。

ロビー等及び食堂等が存する階ごとに男女の区別がある共同用のトイレを設けること。

客室の外部に面する窓ガラスが透明ガラスであり、かつ、自然光を遮へいするフィルム等がはり付けていない構造であること。

回転ベッドや大型鏡等、性的好奇心をそそるために設けられた設備を有したり、性的好奇心をそそる物品を備え置く客室を有しないこと。

性的感情を刺激する内装、照明、装置、装飾品等の内部設備を有しないこと。

外観の形態、意匠又は色彩が周囲の環境と調和していること。

市長が審査会の意見を聴いた上で、規則で定める構造及び設備の要件を満たすこと。

\*1 ロビー等及び食堂等の必要な床面積

客室の収容人員30人以下	・・・	30㎡以上
客室の収容人員31人以上50人以下	・・・	40㎡以上
客室の収容人員51人以上	・・・	50㎡以上

### 3 ラブホテルの建築規制区域（第3条、別表第2）

次に示す地域又は区域にはラブホテルを建築することができません。

商業地域以外の地域

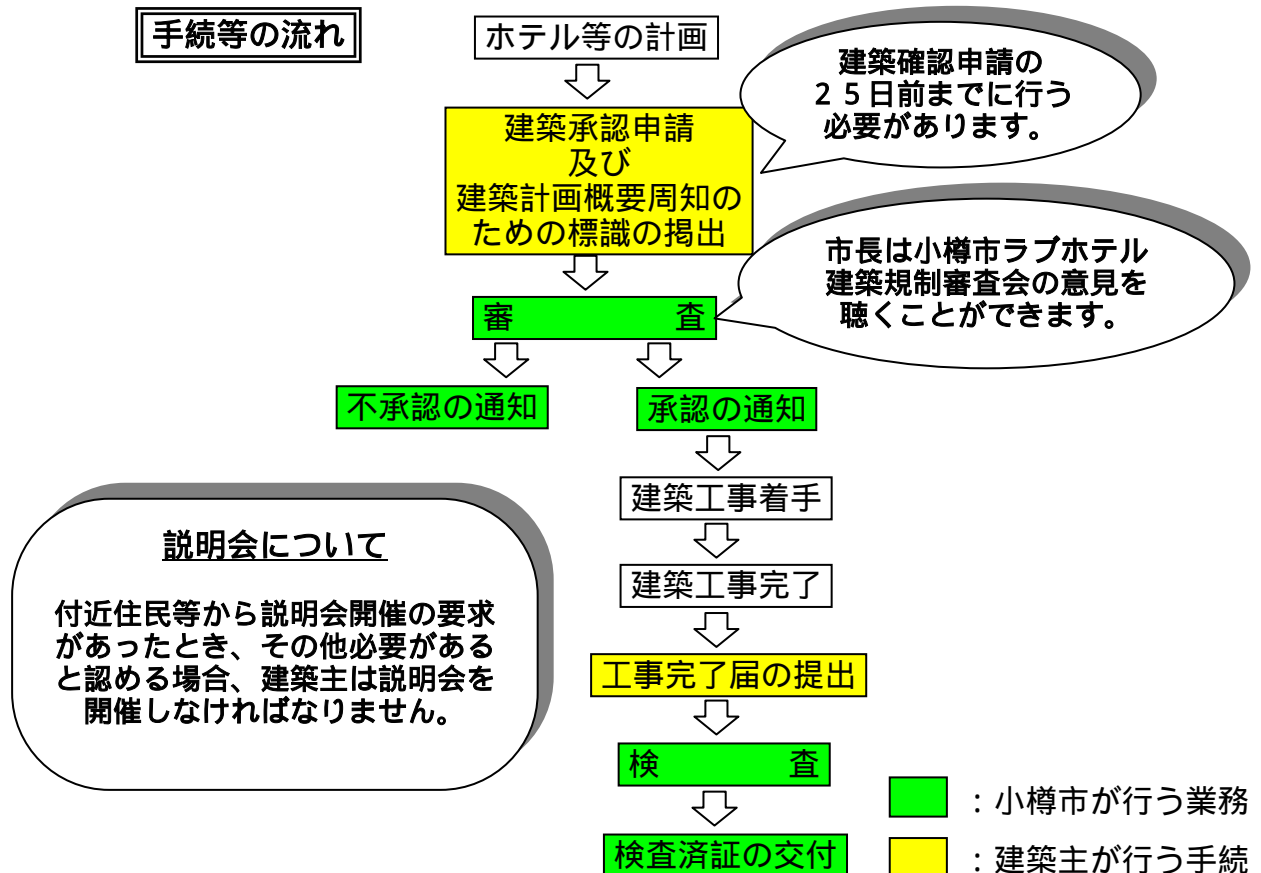
学校、児童福祉施設、図書館、博物館、病院、公園等の敷地の周囲おおむね200m以内の区域

第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域の周囲おおむね50m以内の区域

### 4 ホテル等を建築する場合の手続（第4条～第19条）

規制区域内にホテル等を建築する場合、建築確認申請の25日前までに建築承認申請及び建築計画概要周知のための標識の掲出が必要になります。

#### 手続等の流れ



### 5 建築工事の停止命令等・違反者の公表（第21条、第22条）

市長は、この条例に違反していると認めるときは、建築主等に対して、工事の停止等必要な措置をとることを命ずることができます。

市長は、命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

### 6 審査会の設置（第23条）

この条例の施行に関する重要事項を調査審議するために「小樽市ラブホテル建築規制審査会」を設置します。

## 7 罰 則（第25条、第26条）

命令に違反した者、正当な理由なく検査を拒んだ者などに対して、懲役刑等の罰則を設けます。

## 8 経過措置（附則）

この条例は、施行日以後に建築確認申請をするホテル等の建築に適用します。  
この条例の施行の際、既に存在しているホテル等（以下「既存ホテル等」といいます。）については、増築等をする場合を除き、この条例の規定は適用しません。  
既存ホテル等の増築等をする場合、明らかにラブホテルに該当しないと認めるときは、一部の規定が適用されません。  
既存ホテル等のうち風営法第27条第4項の規定による書面の交付を受けたホテル等については、この条例の規定は適用しません。